

# 七尾港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和6年7月

七尾港港湾管理者

石川県

本計画書は、港湾法第3条の3の規定に基づき、

- ・ 平成12年 10月 第17回石川県地方港湾審議会
- ・ 平成12年 11月 交通政策審議会第174回計画部会

の議を経た、七尾港の港湾計画の変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 水域施設計画	2
2 専用ふ頭計画	2

## 変更理由

1. 津向地区において、セメント船の大型化に対応するため、水域  
施設計画及び専用ふ頭計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 水域施設計画

立地企業の要請に基づき、航路及び泊地を次のとおり計画する。

#### 1-1 航路

津向地区 水深7.5m 幅員100m [新規計画]

#### 1-2 泊地

津向地区 水深7.5m 面積6ha [新規計画]

### 2 専用ふ頭計画

#### 2-1 津向地区

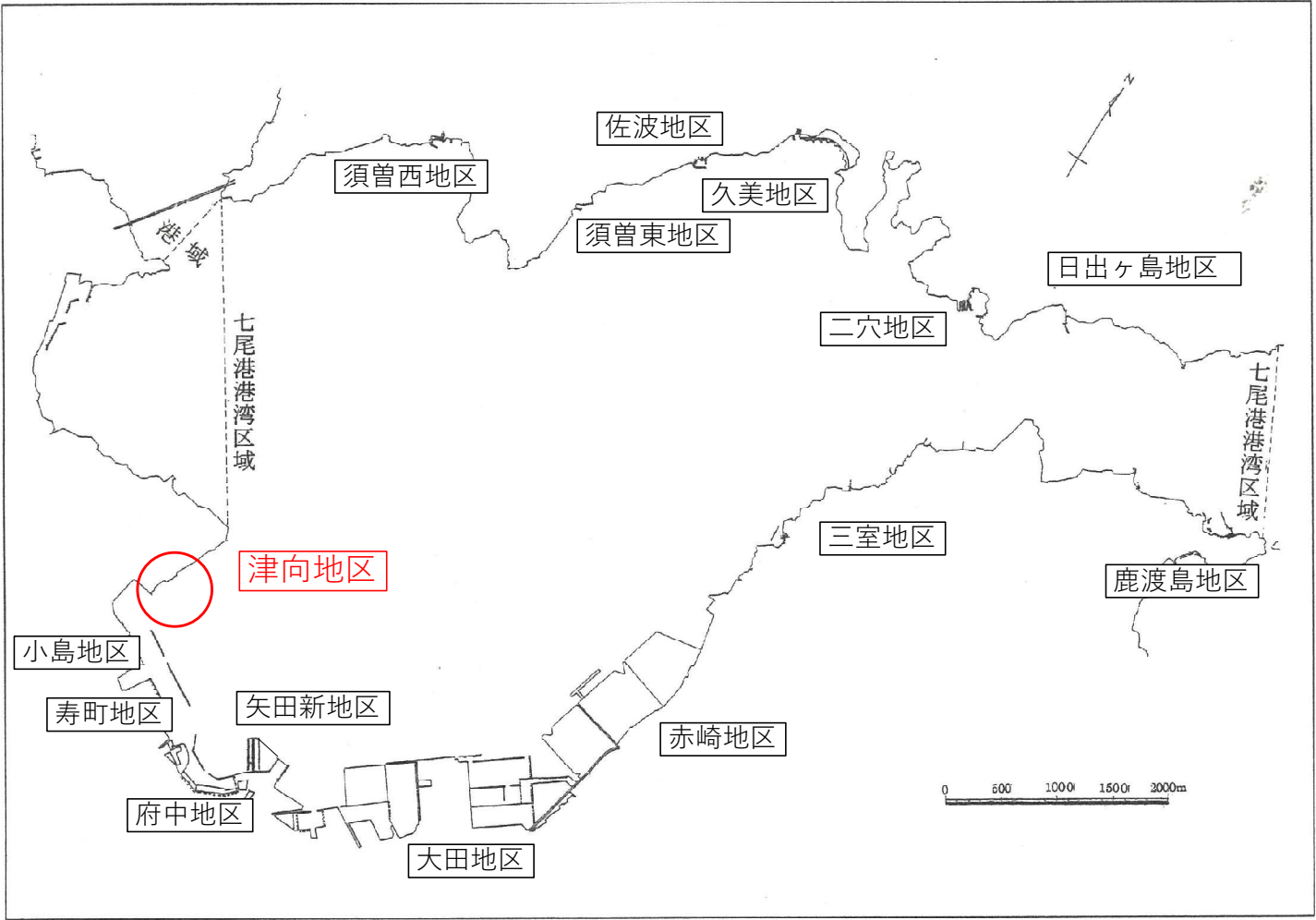
立地企業の要請に基づき、専用ふ頭を次のとおり計画する。

ドルフィン 水深7.5m 1バース [新規計画]

なお、これに伴い、既設の岸壁121mを廃止する。

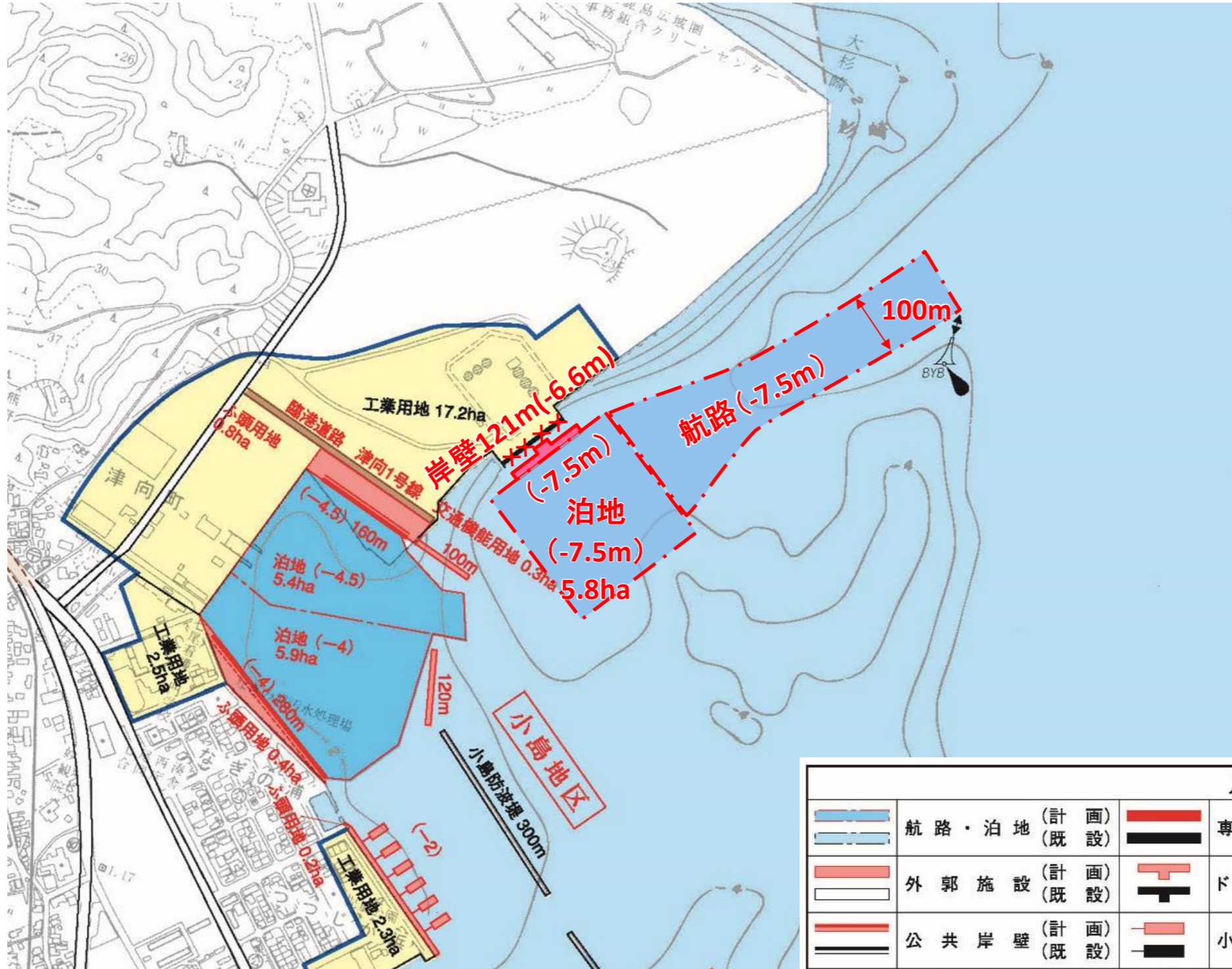
既設

岸壁 水深6.6m 延長121m



七尾港港湾計画位置図

# 七尾港港湾計画図



凡 例					
	航路・泊地 (計画)		専用岸壁 (計画)		その他緑地 (計画)
	航路・泊地 (既設)		専用岸壁 (既設)		その他緑地 (既設)
	外郭施設 (計画)		ドルフィン (計画)		臨港道路 (計画)
	外郭施設 (既設)		ドルフィン (既設)		臨港道路 (既設)
	公共岸壁 (計画)		小型さん橋 (計画)		その他道路 (計画)
	公共岸壁 (既設)		小型さん橋 (既設)		その他道路 (既設)
	公共耐震強化岸壁 (既設)		海浜 (既設)		その他用地 (計画)
	公共物揚場 (計画)		埠頭用地 (計画)		その他用地 (既設)
	公共物揚場 (既設)		埠頭用地 (既設)		撤去 (計画)
	公共船揚場 (計画)		緑地 (計画)		右舷灯浮標
	公共船揚場 (既設)		緑地 (既設)		左舷灯浮標
	臨港地区 (既設)		臨港地区 (既設)		灯台